

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和7年12月

福岡国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II 重点的に取り組んでいる調査の状況

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 選定に A I を活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による追徴税額の総額は過去最高

- ・ 「実地調査」については、件数等全て増加。中でも、追徴税額の総額は過去最高を記録
- ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、38,620 件（前事務年度 34,282 件）と過去最高。うち申告漏れ等の非違があった件数は 20,718 件（同 19,665 件）。
 - ✓ 実地調査の件数は、2,608 件（同 2,517 件）。うち、特別調査・一般調査が 2,177 件（同 1,979 件）、着眼調査が 431 件（同 538 件）。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、36,012 件（同 31,765 件）。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、465 億円（同 508 億 3 千 8 百万円）。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、275 億 8 千 8 百万円（同 253 億 5 百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは 257 億 7 千万円（同 227 億 2 千万円）、着眼調査によるものは 18 億 1 千 8 百万円（同 25 億 8 千 5 百万円）。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、189 億 1 千 2 百万円（同 255 億 3 千 4 百万円）。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、63 億 8 千 2 百万円（同 63 億 1 千 7 百万円）と、過去最高。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、51 億 8 千 6 百万円（同 48 億 8 千 2 百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは 50 億 1 千 3 百万円（同 45 億 7 千 7 百万円）、着眼調査によるものは 1 億 7 千 3 百万円（同 3 億 5 百万円）。実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、199 万円（同 194 万円）。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、11 億 9 千 6 百万円（同 14 億 3 千 4 百万円）。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。
- 4 過去の調査等の状況との比較に関する表記は、現在の集計方法となった平成 21 事務年度以降の数值を対象として比較した結果です。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触	調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比		対前年比	対前年比
調査等件数	件	1,979		538		2,517		31,765	34,282	
		2,177	110.0%	431	80.1%	2,608	103.6%	36,012	38,620	112.7%
申告漏れ等の非違件数	件	1,717		443		2,160		17,505	19,665	
		1,881	109.6%	321	72.5%	2,202	101.9%	18,516	20,718	105.4%
申告漏れ所得金額	百万円	22,720		2,585		25,305		25,534	50,838	
		25,770	113.4%	1,818	70.3%	27,588	109.0%	18,912	46,500	91.5%
追徴税額	本税	3,789		253		4,042		1,419	5,461	
		4,155	109.7%	152	60.0%	4,306	106.6%	1,186	5,492	100.6%
	加算税	788		52		841		15	856	
		859	108.9%	21	40.4%	880	104.7%	10	890	103.9%
	計	4,577		305		4,882		1,434	6,317	
		5,013	109.5%	173	56.7%	5,186	106.2%	1,196	6,382	101.0%
一件当たり	申告漏れ所得金額	11,480		4,805		10,053		804	1,483	
		11,837	103.1%	4,219	87.8%	10,578	105.2%	525	1,204	81.2%
	本税	1,915		470		1,606		45	159	
		1,908	99.7%	352	74.9%	1,651	102.8%	33	142	89.3%
追徴税額	加算税	398		97		334		0.5	25	
		394	99.0%	49	50.5%	337	101.0%	0.3	23	92.3%
	計	2,313		567		1,940		45	184	
		2,303	99.6%	401	70.7%	1,989	102.5%	33	165	89.7%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の件数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、660 件（前事務年度 860 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、588 件（同 753 件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、58 億 4 百万円（同 51 億 1 千 6 百万円）となっています。

○ 謹度所得の調査等の状況

項目	事務年度	令和 5 事務年度	令和 6 事務年度	対前事務年度
① 調 査 等 件 数	件	860	660	76.7
土地建物等	796	550	69.1	
株式等	64	110	171.9	
② 申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	753	588	78.1
土地建物等	695	480	69.1	
株式等	58	108	186.2	
③ 申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	%	87.6	89.1	1.5
土地建物等	87.3	87.3	0.0	
株式等	90.6	98.2	7.6	
④ 申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円	5,116	5,804	113.4
土地建物等	4,753	5,234	110.1	
株式等	363	569	156.9	
⑤ 1 件 当 タ り 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)	千円	5,949	8,794	147.8
土地建物等	5,971	9,517	159.4	
株式等	5,670	5,177	91.3	

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離謹度所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに 1 件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 「調査等」による追徴税額の総額は高水準

- ・ 「実地調査」の件数、追徴税額の総額は増加
- ・ 「簡易な接触」の1件当たり追徴税額は前年並み

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、9,805件（前事務年度13,961件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は5,609件（同9,828件）。
 - ✓ 実地調査の件数は、1,871件（同1,657件）。うち、特別調査・一般調査が1,623件（同1,416件）、着眼調査が248件（同241件）。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、7,934件（同12,304件）。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、26億7千万円（同29億2百万円）。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、21億9千8百万円（同21億3千1百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは21億1千2百万円（同20億1千7百万円）、着眼調査によるものは8千6百万円（同1億1千4百万円）。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、118万円（同129万円）。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、4億7千2百万円（同7億7千1百万円）。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触	調査等合計		
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比		対前年比	対前年比	
調査等件数	件	1,416 1,623	114.6%	241 248	102.9%	1,657 1,871	112.9%	12,304 7,934	64.5%	13,961 9,805	70.2%
申告漏れ等の非違件数	件	1,211 1,315	108.6%	217 215	99.1%	1,428 1,530	107.1%	8,400 4,079	48.6%	9,828 5,609	57.1%
追徴税額	本税	1,659 1,728	104.2%	92 72	78.6%	1,751 1,801	102.9%	758 466	61.5%	2,508 2,267	90.4%
	加算税	358 384	107.0%	22 14	64.6%	380 398	104.6%	14 6	46.7%	394 404	102.6%
	計	2,017 2,112	104.7%	114 86	76.0%	2,131 2,198	103.2%	771 472	61.2%	2,902 2,670	92.0%
一件当たり	本税	1,171 1,065	90.9%	382 292	76.4%	1,057 962	91.1%	62 59	95.4%	180 231	128.7%
	加算税	253 236	93.4%	89 56	62.8%	229 212	92.7%	1.1 0.8	72.5%	28 41	146.1%
	計	1,424 1,301	91.4%	471 348	73.8%	1,286 1,175	91.4%	63 60	95.0%	208 272	131.0%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

II 重点的に取り組んでいる調査の状況

1 富裕層に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約4倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は、925万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の230万円に比べ、4.0倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の1件当たりの追徴税額は2,897万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の230万円に比べ、12.6倍となっています。

- 令和6事務年度においては、34件（前事務年度24件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,047万円（同2,750万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,184万円に比べ、1.7倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、6億9千6百万円（同6億6千万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は3億1千5百万円（同3億1千万円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

事務年度等 項目		5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	24	34	141.7%
申告漏れ等の非違件数	件	20	31	155.0%
申告漏れ所得金額	百万円	660	696	105.4%
追徴税額	百万円	310	315	101.6%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,750	2,047
	追徴税額	万円	1,290	925

6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
2,177	
1,881	
25,770	
5,013	
1,184	
230	

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

事務年度等 項目		5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	10	5	50.0%
申告漏れ等の非違件数	件	9	5	55.6%
申告漏れ所得金額	百万円	456	118	25.9%
追徴税額	百万円	216	145	67.1%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	4,557	2,360
	追徴税額	万円	2,160	2,897

6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
2,177	
1,881	
25,770	
5,013	
1,184	
230	

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の約2倍～

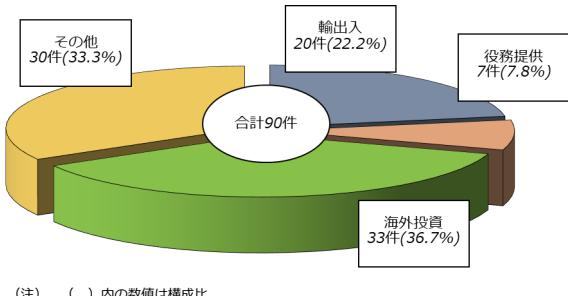
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、449万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の230万円に比べ、2.0倍となっています。

- 令和6事務年度においては、90件（前事務年度107件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は12億8千1百万円（同20億1百万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は4億4百万円（同5億1千7百万円）に上ります。

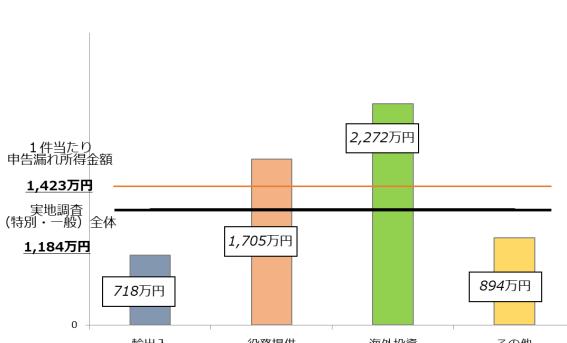
○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	6事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	2,177			
調査件数	件	107	90	84.1%	
申告漏れ等の非違件数	件	94	76	80.9%	
申告漏れ所得金額	百万円	2,001	1,281	64.0%	
追徴税額	百万円	517	404	78.2%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,870	1,423	76.1%
	追徴税額	万円	483	449	93.0%

○ 取引区別の調査の状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。

2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。

3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。

4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体を上回る～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
(注) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は245万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の230万円を上回っています。

＜シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、55件（前事務年度46件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、913万円（同3,105万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は5億2百万円（同14億2千8百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は117万円（同1,035万円）となっています。また、追徴税額の総額は6千4百万円（同4億7千6百万円）に上ります。

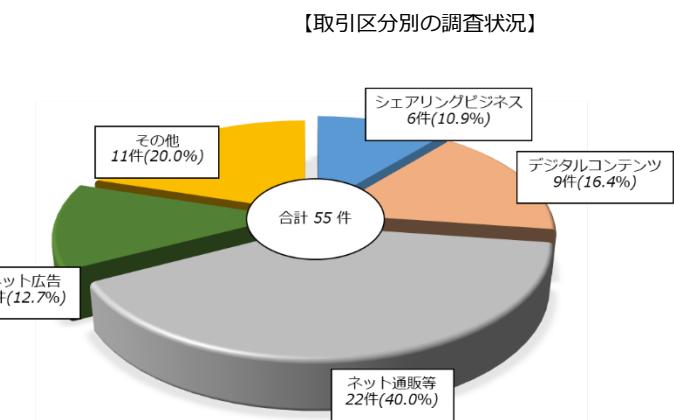
＜暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、24件（前事務年度35件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,372万円（同1,372万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は3億2千9百万円（同4億8千万円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は5千9百万円（同1億5千2百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件	46	55	119.6%	
申告漏れ等の非違件数	件	39	44	112.8%	
申告漏れ所得金額	百万円	1,428	502	35.1%	
追徴税額	百万円	476	64	13.5%	
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	3,105	913	29.4%	
追徴税額	万円	1,035	117	11.3%	

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件	2,177			
申告漏れ等の非違件数	件	1,881			
申告漏れ所得金額	百万円	25,770			
追徴税額	百万円	5,013			
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,184			
追徴税額	万円	230			



○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件	35	24	68.6%	
申告漏れ等の非違件数	件	29	21	72.4%	
申告漏れ所得金額	百万円	480	329	68.6%	
追徴税額	百万円	152	59	38.5%	
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,372	1,372	100.0%	
追徴税額	万円	435	245	56.2%	

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件	2,177			
申告漏れ等の非違件数	件	1,881			
申告漏れ所得金額	百万円	25,770			
追徴税額	百万円	5,013			
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,184			
追徴税額	万円	230			

(注) () 内の数値は構成比

(参考)：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メールマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1~4に該当しない経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～消費税無申告者に対する一件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による所得税の追徴税額の総額は6億9千万円に上り、1件当たりの追徴税額である340万円とともに高水準となっています。
- また、消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による1件当たりの追徴税額は290万円と過去最高となっています。

＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、203件（前事務年度188件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,331万円（同2,460万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,184万円に比べ、2.0倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は47億3千2百万円（同46億2千5百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は340万円（同508万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の230万円の1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は6億9千万円（同9億5千5百万円）に上ります。

＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、273件（同455件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は290万円（同272万円）と過去最高となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の130万円に比べ、2.2倍となっています。また、追徴税額の総額は7億9千3百万円（同12億3千7百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

＜所得税＞

項目	事務年度等		
	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	188	203
申告漏れ金額	百万円	4,625	4,732
追徴税額	百万円	955	690
一件当たり	申告漏れ金額	万元	2,460
追徴税額	万元	508	340
			66.9%

＜消費税＞

項目	事務年度等		
	5事務年度	6事務年度	対前年比
調査件数	件	455	273
追徴税額	百万円	1,237	793
一件当たり追徴税額	万元	272	290
			106.8%

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和6事務年度においては、63件（前事務年度28件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は98万円（同134万円）となっています。
また、追徴税額の総額は6千2百万円（同3千7百万円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		28	63	225.0%
申告漏れ等の非違件数	件		19	38	200.0%
追徴税額	百万円		37	62	164.4%
1件当たり追徴税額	万円		134	98	73.1%

(注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った計数である。

2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の還付申告に対する対応 ～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、還付申告書に対しては特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、A I の活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っております。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでおります。

＜所得税の不正還付申告書の調査の状況＞

- 令和6事務年度においては、32件（前事務年度128件）調査しました。
- 1件当たりの追徴税額は145万円（同83万円）となっています。
また、追徴税額の総額は4千6百万円（同1億6百万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	処理件数	件			
処理件数	件		128	32	25.0%
追徴税額	百万円		106	46	43.8%
1件当たり追徴税額	万円		83	145	175.0%

所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地の調査などにより確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

III 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの申告漏れ所得金額	1件当たりの追徴税額(含加算税)	前年の順位
位		万円	万円	位
1	外構工事	2,065	503	—
2	製図設計士	1,658	624	3
3	果樹栽培農業	1,582	437	—
4	美容	1,339	264	—
5	一般貨物自動車運送	1,324	299	15
6	左官工事	1,304	270	13
7	土木工事	1,282	314	—
8	清掃業	1,254	274	19
9	水道衛生工事	1,093	333	—
10	内装工事	1,056	283	7

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。